

**CUC DISCUSSION PAPER SERIES**

2017年就業構造基本調査より作成の都道府県別貧困率データ

戸室 健作

CUC DISCUSSION PAPER No.25

2020年11月

**CUC**

**KONODAI INSTITUTE**

**CHIBA UNIVERSITY OF COMMERCE**

千葉商科大学 国府台学会

〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1

Konodai 1-3-1, Ichikawa, Chiba, Japan

千葉商科大学 URL <http://www.cuc.ac.jp/>

# 2017年就業構造基本調査より作成の都道府県別貧困率データ

戸室 健作<sup>1</sup>

## はじめに

筆者は、これまで総務省（旧総務庁）『就業構造基本調査』（1992年、1997年、2002年、2007年、2012年）から都道府県別の貧困率やワーキングプア率などを算出して分析してきた。分析結果をまとめたものとして、たとえば戸室[2013, 2016]がある。

『就業構造基本調査』（2017年）においても、今後、同様に分析することを考えている。本稿では、分析の前段階として、『就業構造基本調査』（2017年）から算出した、分析に必要な基礎データを掲載する。基礎データとは、「全国と都道府県別、世帯人員別、主な収入の種類別の貧困世帯数、世帯数、貧困率」（表2）と、「全国と都道府県別、世帯人員別の子育て貧困世帯数、子育て世帯数、子どもの貧困率」（表3）である。

以下、これらの基礎データの算出方法について述べる。なお、以下に述べる算出方法は、戸室[2013, 2016]における算出方法と基本的に同様である。

## 1 貧困線（表1）について

貧困世帯を算出するためには、どこからが貧困であるかを区別するライン（貧困線）を設定する必要がある。本稿では、貧困線に生活保護法の「最低生活費」を使用した。この最低生活費以下の収入しかない世帯を「貧困世帯」とし、その割合を「貧困率」とした。

生活保護法の最低生活費は、具体的には、厚生労働省『被保護者調査』（2017年）の「保護の決定状況額（積み上げ）、世帯人員・都道府県-指定都市-中核市・保護の決定状況別」の表から作成した。当該表には、都道府県別、世帯人員別に生活保護の世帯数と最低生活費の総額が掲載されている。そこで、最低生活費／世帯数によって、都道府県別、世帯人員別の最低生活費が計算できる。計算の結果が表1である。

## 2 都道府県別の貧困率とワーキングプア率（表2）について

筆者は都道府県別の貧困率とワーキングプア率を算出するために、『就業構造基本調査』（2017年）を、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計してもらい、都道府県別の「世帯主の就業状態・仕事の主従、世帯主の主な収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数」の表を得た。

『就業構造基本調査』は、世帯人員別、世帯所得別の世帯数を、都道府県別に公表していない。そのため、統計センターのオーダーメイド集計を利用した。オーダーメイド集計によって得られた当該表では、都道府県別、世帯人員別、世帯所得別の世帯数が分かるので、本稿表1の最低生活費を当てはめて、それ以下の所得しかない世帯を貧困世帯数として算出

---

<sup>1</sup> 千葉商科大学商経学部准教授。

した。『就業構造基本調査』の世帯所得は100万円間隔で調査されており、最低生活費を当てはめるときは、その間隔に世帯数が均等分布していると仮定した。なお、全国の貧困世帯数は、各都道府県の貧困世帯数を合計して算出している。

先に述べたように、貧困率とは、総世帯のうちの貧困世帯の割合のことである。

ワーキングプア率については、本稿の表2では直接明記していないが、それを算出するために必要な数値が掲載されている。戸室[2013,2016]では、貧困を把握する上での重要な指標として貧困率だけでなくワーキングプア率についても分析しており、2017年のワーキングプア率についても別稿で分析することを考えている。関心のある方はそちらを参照してほしい。ここでは、ワーキングプア率の算出方法について述べておく。

私が研究で使用している「ワーキングプア率」とは、就業世帯（世帯主の主な収入が就業によっている世帯）のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯（貧困就業世帯）の割合のことである。『就業構造基本調査』には、「世帯主の主な収入の種類」という分類項目がある。「世帯主の主な収入の種類」は、各世帯を、「賃金・給料」、「事業収入（農業収入を含む）」、「内職収入」、「社会保障給付—年金・恩給」、「社会保障給付—雇用保険」、「社会保障給付—その他の給付」、「仕送り」、「家賃・地代」、「利子・配当」、「その他」、「収入なし」の11種類に分類している。このうち、「賃金・給料」、「事業収入（農業収入を含む）」、「内職収入」の3種類の合計を就業世帯とした。貧困就業世帯とは、この3種類の合計世帯のうち最低生活以下の世帯のことである。

### 3 都道府県別の子どもの貧困率（表3）について

私が研究で使用している「子どもの貧困率」とは、18歳未満の末子がいる世帯（子育て世帯）のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯（子育て貧困世帯）の割合のことである。

筆者は、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計してもらい、都道府県別の「親族世帯人員、世帯所得別末子の年齢が18歳未満の世帯数」の表を得た。この表に本稿表1の最低生活費を当てはめて、都道府県別の子育て貧困世帯数を算出した。『就業構造基本調査』の世帯所得は100万円間隔で調査されており、最低生活費を当てはめるときは、その間隔に世帯数が均等分布していると仮定した。また、全国の子育て貧困世帯数は、各都道府県の子育て貧困世帯数を合計して算出した。

#### 〔参考文献〕

戸室健作[2013]「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」『山形大学紀要（社会科学）』43巻2号

戸室健作[2016]「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報』13号